

保護者 様

吉川市保育幼稚園課長

まん延防止等重点措置期間中の保育について

日頃より、本市保育行政につきまして、多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり埼玉県全域におきまして、まん延防止等重点措置期間が**3月21日（月）まで**、引き続き、延長される見込みとなります。

保育施設及び学童保育室につきましては、新型コロナウイルス感染予防を徹底したうえで、引き続き通常どおり保育を実施することとしますが、まん延防止等重点措置期間中、感染リスクの不安を理由に登園を自粛する方や、職場から休業等の要請があり家庭で保育をされる方等で、連続した期間^{*}全てにおいて保育を利用しない場合は、日割り計算により保育料を減額します。3月7日（月）以降、一時停止をご希望の場合は「保育利用の一時停止に係る届出書」を3月11日（金）までにご利用施設へご提出ください。既に利用を一時停止している保護者につきましては、改めて届出書の提出は不要とします。

なお、育児休業復帰期限の保護者の就労開始期限につきましては、下記のとおりとなります。

記

1 保育所入所に係る育児休業復帰期限の延長について（学童保育利用者を除く）

育児休業を取得中で、職場復帰することを条件に入所決定している保護者につきましては、まん延防止等重点措置に伴い育児休業期間が延長となる場合は、職場復帰の期限を、4月1日まで、勤務証明書の提出を同月末まで、それぞれ延長します。

2 期間中の保育利用の一時停止の留意事項について

- (1) 提出期限後に保育利用を一時停止することが決まった場合は、速やかに利用施設に届出書を提出してください。ただし、この場合の利用停止開始日は、届出を提出した日以降の日となります。
- (2) 届出書提出後の事情の変化により、保育の利用を再開した場合は、あらかじめ利用施設にご連絡ください。
- (3) 事前に届出書の提出が無い場合は、期間全てにおいて保育を利用していない状況で

あっても対象といたしません。

3 保育利用の一時停止に伴う保育料について

保育利用の一時停止の届出をした期間全てにおいて保育を利用しなかった場合、欠席日数に応じて日割り計算のうえ、保育料を還付します（認定こども園、小規模保育等を利用する保護者につきましては、直接、ご利用の保育施設にご確認ください）。

なお、届出提出後の事情の変化により、保育の利用を再開した場合は、通常どおり保育料を納付いただきますのでご容赦ください。

参考 連続した期間の考え方

例1 期間中すべての日において、登園自粛する場合 **対象**

まん延防止 開始日 欠席	2日目 欠席	3日目 欠席	4日目 欠席	5日目 欠席	まん延防止 終了日 欠席

例2 期間の途中で出席日のある場合 **対象外**

まん延防止 開始日 欠席	2日目 出席	3日目 出席	4日目 欠席	5日目 出席	まん延防止 終了日 欠席

例3 仕事の都合などで期間の途中から登園自粛する場合 **対象**

まん延防止 開始日 出席	2日目 出席	3日目 出席	4日目 欠席	5日目 欠席	まん延防止 終了日 欠席

例4 まん延防止期間（延長後）の届出をしたが、まん延防止期間（再延長後）中に登園自粛を終了する場合 **一部対象**

※利用停止日が連続しないため、7日は対象外となります※

対象となります			対象外		
まん延防止 開始日 欠席	2日目 欠席	3月5日 欠席	3月7日 欠席	2日目 出席	まん延防止 終了日 欠席

再延長 ← 1日以降、改めて連続した期間を判定

例5 まん延防止期間（再延長後）に改めて届出し、まん延防止期間（再延長後）中に登園自粛する場合 **対象**

対象となります			対象外	対象となります		
まん延防止 開始日 欠席	2日目 欠席	3月5日 欠席	3月7日 出席	2日目 欠席	まん延防止 終了日 欠席	

再延長 ← 7日以降、改めて連続した期間を判定

担当 吉川市保育幼稚園課 大瀧
電話 982-9528 (直通)